# 第22章 はかりの定期検査と量目検査

## 1. はかりの定期検査(計量法第19条第1項)

市内の商店や事業場で取引又は証明に使用されている計量器(はかり)を対象として、計量法に基づき定期検査を実施しています。

本市では、市内を2地区(旧市内・新市内)に分け、それぞれ1年おきに実施しています。

## (1) 検査地域の区分

旧市内	謹教・鶴城・城西・城北・行仁地区、河東地区及び小中学校、高等学校
新市内	│ │大戸・湊・門田・東山・一箕・町北・高野・神指・北会津地区及び小中学校

## (2) 事前調査

検査前に市内を巡回し、新規開店等の店舗・事業場を個別訪問調査

## (3)検査の周知

①会津若松市掲示板に1ヶ月前に告示 ②検査日を「市政だより」に掲載

③対象者へ郵送により個別通知

## (4) 検査方法

巡回検査(はかりの所在場所を訪問して検査を実施)

#### (5)検査後の処置

①合格 → 合格シールの貼付(検査年月を表示)

②不合格 → 検定証印末梢。不合格理由書を交付。処置報告を求める。

③未受検者 → 電話による督促。警告書発行。

#### (6) 令和5年度定期検査実績(検査対象:新市内)

計量器(はかり)名	検査器物数	不合格数	不合格率(%)
電気式はかり	263	1	0.4
手動天びん	0	0	0.0
等比皿手動はかり	0	0	0.0
棒はかり	0	0	0.0
その他手動式はかり	7	0	0.0
ばね式指示はかり	85	0	0.0
手動指示併用はかり	0	0	0.0
その他の指示はかり	0	0	0.0
分銅	0	0	0.0
定量おもり	0	0	0.0
定量増おもり	33	0	0.0
合 計	388	1	0.3

## (7)令和5年度定期検査に代わる計量士による代検査(大型はかり)

計量器(はかり)名	検査器物数	不合格数	不合格率(%)
電気抵抗線式はかり	76	2	2.6
電磁式はかり	0	0	0.0
その他電気式はかり	0	0	0.0
台手動はかり	1	0	0.0
ばね式指示はかり	1	0	0.0
その他の手動式はかり	0	0	0.0
分銅	0	0	0.0
定量増おもり	6	0	0.0
合 計	82	2	2.4

※ 2年に一度実施

# 2. 商品量目検査(試買方式)

事業所等で「はかり」で計測した計り売り商品の内容量が、表示されている量と一致しているかを 調査しています。

## (1) 検査方法

会津若松消費生活研究会の協力のもと、市内のスーパーの商品を試買し、内容量の計量を実施。

## (2) 検査日 令和5年11月13日

## (3) 令和5年度検査成績(検査対象事業所:※4件)

項目	検査商品数	不正件数		不正件数率(%)	
商品分類		過量	不足	過量	不足
食肉	15	_	0	_	0.0
食肉加工品	0	_	_	_	_
魚	10	_	0	_	0.0
魚加工品	10	_	6	_	60.0
野菜	5	_	5	_	100.0
野菜加工品	0	_	_	_	_
その他	0	_	_	_	_
合 計	40	_	11	_	27.5

## 3. 立入検査

計量法第148条に基づいて実施しています。

令和5年度商品量目(検査対象事業所:8件)

項目	検査商品数	不正件数		不正件数率(%)	
商品分類	1X.E.IHIHIXX	過量	不足	過量	不足
食肉	65	0	0	_	_
魚介類	110	0	2	_	1.8
青果	100	0	12	_	12.0
惣菜	125	0	8	_	6.4
合 計	400	0	22	_	5.5